平成２３年（フ）第１０１号
群馬県太田市大島町315番地11
債務者　川田メリンダ　ロドリゲス
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１１９８号
大阪市東淀川区井高野２－５－11　２－Ｂ号室、住民票上の住所大阪市東淀川区豊新３丁目21番４号　マンション木村203号
債務者　楊　　久典
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１９９号
大阪市東淀川区井高野２－５－11　２－Ｂ号室、住民票上の住所大阪市東淀川区豊新３丁目21番４号
債務者　上杉　和子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２５２号
大阪市平野区加美東４丁目17番17号
債務者　姥　　鳴門
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４０１号
大阪府豊中市服部南町３丁目３番41号
債務者　西村　　保
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４１７号
大阪府門真市北島町２番７－６号
債務者　岡田　武士
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９１９号
大阪市淀川区木川東４－５－31－201、住民票上の住所大阪市淀川区宮原２丁目６番９号
債務者　城内由加子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９５１号
大阪府東大阪市中石切町４丁目13番37号、住民票上の住所大阪府寝屋川市萱島東３丁目１番22号
債務者　松本佐和子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９９３号
大阪府豊中市庄内東町２丁目７番21－402号
債務者　友利　珠江
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０３８号
大阪府東大阪市新家中町１－８　ガーデンシティ長田101、住民票上の住所大阪府大東市中垣内１丁目８番25号
債務者　トラストコーポレーションこと　重久　毅
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０６５号
大阪府茨木市東太田２丁目９番11号
債務者　牧瀬　英樹
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０９３号
大阪府守口市東町２丁目３番７号
債務者　岩本　治子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２４７号
大阪市淀川区西宮原２丁目３番35―307号
債務者　山田　剛功
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２４９号
大阪市東淀川区西淡路１丁目１番28―404号
債務者　秋里　知枝
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８８４号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番２―414号
債務者　穴吹　純子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０９１号
大阪府東大阪市中鴻池町２丁目５番13号
債務者　林　　秀幸
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１０５号
大阪府茨木市真砂１丁目13番21号
債務者　中西　幸志
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１２４号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目11番２号　モナーク・コート305号
債務者　渡邊　智江
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部